

議案第 17 号

向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 23 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「主任介護支援専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を「（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定により介護保険法施行規則

(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者並びに平成29年改正省令附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)(平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第19号)附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。

(向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成28年条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

〈参 考〉

向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(職員の基準及び員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）</u>をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 略</p>	<p>(職員の基準及び員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介</u>護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者</p> <p>をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 略</p>

向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める
 条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第3項関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行						
附 則	附 則						
	<p>4 <u>平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対する第3条の規定による改正後の向日市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例第3条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主任介護支援専門員 研修の修了時</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>平成23年度までに 修了した者</u></td> <td style="text-align: center;"><u>平成31年3月31日までに及び 同日以降5年を超えない期間ごと に</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>平成24年度及び平 成25年度に修了し た者</u></td> <td style="text-align: center;"><u>平成32年3月31日までに及び 同日以降5年を超えない期間ごと に</u></td> </tr> </tbody> </table>	主任介護支援専門員 研修の修了時	読み替える字句	<u>平成23年度までに 修了した者</u>	<u>平成31年3月31日までに及び 同日以降5年を超えない期間ごと に</u>	<u>平成24年度及び平 成25年度に修了し た者</u>	<u>平成32年3月31日までに及び 同日以降5年を超えない期間ごと に</u>
主任介護支援専門員 研修の修了時	読み替える字句						
<u>平成23年度までに 修了した者</u>	<u>平成31年3月31日までに及び 同日以降5年を超えない期間ごと に</u>						
<u>平成24年度及び平 成25年度に修了し た者</u>	<u>平成32年3月31日までに及び 同日以降5年を超えない期間ごと に</u>						